

# 確認書（誓約書）の提出について

信州大学では、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）改正（平成26年2月）に伴い、本学教職員と取引業者様との不正な取引の発生を防止する対応策として、取引業者様から取引における確認書（誓約書）の提出をお願いしております。

先にご提出いただいた確認書の有効期間が5年を経過するため、改めて信州大学との取引に関する基本事項をご確認いただき、確認書（誓約書）のご提出をお願いします。

ご理解とご協力のほどよろしくをお願いします。

※ 対象業者：平成30年度の取引品目数 100品目以上の取引業者

○ 対象とならない業種

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・ 学校法人
- ・ 国際組織、外国企業（外国送金による取引のみ）
- ・ 電気、ガス、水道、郵便、電気通信事業者
- ・ 弁護士、特許、税理士、監査法人
- ・ その他、本件の趣旨になじまないと判断できる業種

提出先 信州大学財務部財務課総務監査グループ

---